

## 重要な会計方針等

### 1. 有価証券の評価基準および評価方法

決算日の市場価格等に基づく時価法によっている。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。

### 2. 金銭の信託の評価基準および評価方法

運用目的の金銭の信託は時価法によっている。

### 3. その他財務諸表作成のための重要な事項

#### (1) 消費税および地方消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

#### (2) 繰延資産の処理方法

##### ①債券発行費

債券発行費は従来、資産として計上し、3年間で償却を行っていたが、会計規程取扱細則が一部改正されたことに伴い、当年度から、銀行等保有株式取得機構債の償還期間にわたり償却を行っている。これにより、従来の方法に比べ、繰延資産の「債券発行費」は13,422千円増加し、その他の経常費用の「債券発行費償却」は同額減少している。なお、平成18年3月31日に終了する年度の貸借対照表に計上した債券発行費は、従前の会計処理を適用し3年間で償却を行っている。

##### ②債券発行差金

会計規程が一部改正されたことに伴い、当年度から、銀行等保有株式取得機構債は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としている。これにより、従来の方法に比べ繰延資産の「債券発行差金」は235,196千円、流動負債の「前受収益」は125,230千円、固定負債の「長期前受収益」は154,824千円減少し、「銀行等保有株式取得機構債」は44,858千円、増加している。なお、平成18年3月31日に終了する年度の貸借対照表に計上した債券発行差金は従前の会計処理を適用し、銀行等保有株式取得機構債の償還期間にわたり償却を行うとともに未償却残高を「銀行等保有株式取得機構債」から直接控除、または加算している。

#### (3) 売却時拠出金資産見返について

売却時拠出金資産見返は、法律第四十八条第一項第二号に掲げる業務に要する費用に充てるため、法律第四十一条第三項の定めるところにより法律第三十四条第一項第一号に規定する株式の買取りの申し込みをした会員が納付したものである。

#### (4) 繰延税金負債の会計方針の変更

従来、繰延税金負債については流動負債に計上していたが、会計規程取扱細則が一部改正されたことに伴い、当年度から固定負債に計上している。これにより、従来の方法に比べ、流動負債の「繰延税金負債」は241,348,331千円減少し、固定負債の「繰延税金負債」は同額増加している。

○ 数字の表記は、百円単位を四捨五入したもので記載している。